

第 165 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 15 日（木）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：浅海義治 佐藤留美 柴田さちこ
うすい民男 きみがき圭子 のむら説
倉田れいか 市川信雄 早川義隆
小野寺政男 上月とし子 新堀桂三
木内幹雄 中村壽宏
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第 1 開会
2 新任委員委嘱
3 理事者・事務局紹介
4 審議事項
(1)ねりまの名木（シダレヤナギ）の解除について
(諮問第 206 号)
5 その他
6 閉会
- 7 会議内容

会 長 皆様、本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第 165 回練馬区緑化委員会を開催いたします。
それでは、事務局から本日の会の運営・委員の出席状況等について説明をお願いします。

みどり推進課長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私はこの 4 月にみどり推進課長に着任し

ました阿部と申します。どうぞよろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行った上で会を開催しますので、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。また、発言の際もマスク着用のままで申し上げます。できるだけ短い時間となるよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

続きまして、委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は16名です。委員20名の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。事務局からは以上です。

会 長 それでは、次第に沿って進めたいと思います。
 次第2の「新任委員委嘱について」、申し上げます。

みどり推進課長 委員の変更について説明します。6月3日付で区議会議員の選任がありましたので、新しく第21期練馬区緑化委員会委員となる方の委嘱をいたします。委嘱状は既に机上に置いてあります。お名前を紹介することで委嘱に代えさせていただきます。では、ご紹介します。

(新任委員の紹介・挨拶)

みどり推進課長 昨年度から引き続き、委員されている方については、名簿にてご確認ください。
 事務局からは以上です。

会 長 それでは、次に次第3「理事者・事務局紹介について」です。事務局からよろしく申し上げます。

みどり推進課長 理事者・事務局も人事異動で変更がありましたので紹介します。

(新任理事者の紹介・挨拶)

会 長

それでは、議事に移りたいと思います。

本日は、審議事項 1 件を予定しています。事務局から説明があったとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ短い時間となるよう進行します。事務局も説明を簡潔に、委員の皆様も会のスムーズな進行に協力をお願いします。

それでは、次第 4 の審議事項 1 「諮問第 206 号ねりまの名木（シダレヤナギ）の解除について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 ねりまの名木の解除申請がありましたので、みどりを愛し守りはぐくむ条例第 10 条第 1 項第 3 号に基づき諮問するものです。

樹種はシダレヤナギで、名木の指定は平成 6 年 4 月 1 日です。解除理由は、老朽化のため枯れや空洞があり、倒木の危険があるため伐採するものです。

3 月に当該名木の危険性について区民から申出があり、所有者である東京都住宅供給公社と東京都が現地を確認して協議をした結果、伐採をすることを決定しました。危険排除のため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 20 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、4 月 19 日に緊急対応として伐採が完了しています。

会 長

資料 1 にある名木の解除ですが、既に処理済みですが、質問、意見等ございますか。

A 委員

都の所有物ということですが、もともとここにこの木があつて、そこに都営アパートを建てたのか、それとも都営アパートの住宅を建てるに当たって、この木をここに植えたのか、教えてください。

みどり推進課長

過去の資料や航空写真を基に調べました。この地域一帯は、もともと都営の団地で、一戸建ての住宅があり、昭和 44 年に現在の都営アパートが竣工しています。この都営アパートが昭和 44 年に竣工した際に、現在の位置に植樹されたものと理解をしています。

A 委員

シダレヤナギは割と寿命が短いと聞いていますが、例

えば、区内のほかのシダレヤナギは古くなっていることはありますか。

みどり推進課長 当該シダレヤナギは老朽化しています。写真を見ると分かりますが、これまで上の部分を随分と大きく剪定しています。平成 27 年の時点では、太い幹のカットされている部分は既になく状態でした。その後、翌年、翌々年には枝の部分も剪定されている状況です。枯れている状況があったために剪定を入れたと理解しています。

区内のほかのシダレヤナギですが、ねりまの名木に指定されているシダレヤナギはありません。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

B 委員 私たち練馬区民として、保護樹木の解除は残念です。今後もどんどん減少すると思います。なぜかと言うと、保護樹木の名木は古木が多いからです。古木は老朽化しますから、区民の安全性を優先的に考えて、伐採とか、剪定をしていると思います。先ほども報告があったように、保護樹木の指定から時間がたち、伐採などの管理や、現況を調査することはあるのでしょうか。

保護樹木の所有者に対して、1～2年ごとにアンケート調査をして状況を知ることも必要ではないでしょうか。何千本も樹木があるので、行政も人的にも、予算面にも大変だと思います。所有者にアンケート方式で、樹木の状態を調べるのもいいのではないかと思います。

私は憩いの森の管理のボランティアをしています。最近、都市化で環境が大分変わっています。具体的に言うと、大きなシラカシの幹からすごく汁が出ます。そこにカナブンとかハチとかが付くことは、今までありませんでした。最近の都市化の中で、樹脂に入る害虫が多くなったのではと思います。

それともう一つ、武蔵野の森と言われているコナラも、最近、樹脂に小さい虫が入っているものを見受けます。樹林の管理はしているのでしょうか。

みどり推進課長 ねりまの名木は、平成 6 年 4 月に区内全域で 107 本を指定しています。保護樹林や保護樹木と比べ、より手厚

く支援しています。107本あったねりまの名木が、現在は84本になっています。この間、30年弱が経過し、減少傾向にあります。区の支援は、3年に一度、剪定費用の助成、5年に一度、樹木診断があります。今回のシダレヤナギも区で樹木診断をしており、平成29年に行ったのが最後の診断です。5段階評価で、一番悪い結果が既に出ていました。現在残っている83本の名木についても、樹木診断をしており、状況は把握しています。

腐朽部分の除去についても、工事費用の助成を実施しており、区としても力を入れて支援をしてきたところです。今後もしっかりと守っていききたいことから、ねりまの名木や保護樹木、保護樹林についても、どういう支援が継続して必要なのか、改めて検討していきます。

保護樹林、保護樹木については、所有者から心配なことがあったら気軽に相談できる体制を取り、区として対応していきたいと考えています。

B 委員 分かりました。

会 長 ほかに何かありますか。

C 委員 今回は名木の話ですが、練馬区内で樹木調査なども行っていると思います。今後、デジタル化というか、GIS管理について、どうお考えでしょうか。海外など先進都市では i-T r e e^{注1)}など、いろいろ始まっています。単に樹木管理だけではなくて、樹木が持つ価値、どれだけの環境緩和機能があるのか、樹木の大きさから分かる見える化、みどりの価値の見える化が始まっています。それがみどりに対する市民の方々の価値づけや認識になるのではないのでしょうか。樹木があると葉が落ちて大変だなどの苦情も来て、持ち主もすごく大変だと思います。そういうデメリットもあるけど、メリットもあることがもっと分かる形をつくることをしていかなくてはいけません。海外でもそういう仕組みを取り入れてデジタル化し、管理も効率化しています。最初の導入は大変だと思いますが、そういうことができないものではないのでしょうか。日本でも今、始めている都市もありますし、また、都内でも公園管理の中で樹木プロットを始めている公園管理者も

あります。そういう仕組みを練馬区は今、考えていますか。それとも今後そういう方向性の検討をしていますか。

注 1) iTree: 緑の多様な機能を定量的に評価するコンピュータシステム。緑の価値を分かりやすく示すことで市民理解を醸成し緑化を進めやすい現場を創出することを目指している。

みどり推進課長 まず、デジタル化に入る前に、地域の貴重な樹木や樹林を区民の皆様にはしっかりと理解してもらうことは、区としても大事なことだと思っています。そういう意味で、私有樹林地や私有の樹木、いわゆる個人のみどりを地域で守っていく仕組みづくりを進めています。例えば憩いの森や保護樹林については、所有者から寄せられるお困り事は、やはり落ち葉のことが多いです。樹林地を継続して所有するにしても、高齢化のため自分自身で掃き掃除をすることが難しいなど、お困り事を聞いています。落ち葉の清掃事業を地域の住民や団体の方に協力をいただきながら、区と一緒に協働して、活動を通して地域のみどりに対する理解を深めていこうと考えています。

デジタル化についてですが、価値の見える化はすばらしいと考えています。区として、今現在、具体的な取組はありませんが、他自治体や他都市の事例を調査し、どういことができるのか検討していきたいと思えます。

C 委員

ぜひお願いします。民地のみどりもそうですが、街路樹のような公的なみどりや公園なども、高齢化している状態です。安全性も含め、新しい若木をその代わりに植えていくなどの仕組みをデジタル化し、例えば 10 年後、20 年後、木がどういうふうになっていき、町の中でどういう役割を果たしていくのか、また高齢化してしまったら次どうするのかなど、長期計画を立てるのに非常に役立つと思えます。

会 長

いくつか関連で質問をいただきましたが、諮問第 206 号のねりまの名木指定第 10 号のシダレヤナギの解除につきまして、お諮りします。

諮問第 206 号の解除につきまして、承認することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

特に異議がありませんので、承認といたします。

次に、次第5の「その他」になります。委員の皆様から何かございますか。先ほど名木あるいは保護樹木、保護樹林に関連していくつか意見をいただきましたが、何かございますか。

C 委員

名木の伐採についてですが、高齢化した樹木の伐採は、どこの自治体でも課題になっていると思います。一方で、樹木を再利用するプロジェクトも始まっており、世田谷区では町の中の街路樹や公園の木、それから民地の木など、大木を切らなければならないとき、ごみにせず、再利用しています。地元の工務店が協力し、公園のベンチにする例もあります。町田市ではグランベリーパークという公園ができましたが、ライブラリーの中の棚や机などは、そこで切った木でつくっています。皆さんが慈しんできた樹木を、その町でまたみんなが使えるようにするのは、非常にすばらしい循環だと思います。練馬区でもそういう仕組みや事例があるのか、そういうことも考えているのか、お聞きします。

みどり推進課長

ねりまの名木や保護樹林、保護樹木を伐採後に再利用する具体的な事業は行っていません。委員の話聞いて、すばらしい取組だと思っています。どこまでできるかということがありますが、検討していきます。

会 長

ほかに何かございますか。

D 委員

練馬はみどりが多いほうで、先ほど落ち葉が困るという苦情など、いろいろ話がありましたが、全部、区で対応すると費用が大変だと思います。町会やいろいろな組織に働きかけて、住民同士がお互いに掃き合う。街路樹とか道路側にある木は、お互いに善意のよしみで掃き合うというように区がアドバイスし、長期的にそういう雰囲気になるのはどうですか。

みどり推進課長 区も同じ考えです。練馬区のビジョン・アクションプランの年度別計画の中に、個人のみどりを地域で守る、モデル事業を位置付けています。昨年度、落ち葉掃きを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症のため実施に至りませんでした。今年度は試行実施したいと思っています。地域のみどりは地域の財産ですので、地域にお住まいの方の理解をいただき、一緒になって落ち葉清掃するなどの活動につなげたいと考えています。

区の役割は、樹林の所有者のお困り事を地域の課題として捉え、地域の住民と協働して、橋渡しをすることだと思っています。取組を進めていきたいと考えています。

会 長 以上で本日の案件は全て終了しました。
最後に次回日程について事務局からお願いします。

みどり推進課長 練馬区緑化委員会は、例年 11 月頃の開催を予定しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、その他、案件の状況も踏まえて、会長と相談した上で日程を決めたいと思います。日程が決まりましたら、委員の皆様にもお知らせをします。

事務局からは以上です。

会 長 次回日程については、また改めてお知らせします。
それでは、以上をもちまして、第 165 回練馬区緑化委員会を閉会といたします。

— 了 —